

通達甲（生．総．ス規）第3号
平成20年4月30日
存続期間

各 所属長 殿

生活安全部長

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の運用について

〔沿革〕 平成22年3月 通達甲（監．生．少育．保）第8号
26年3月 同（副監．総．企．組）第9号改正

このたび、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）の運用について定め、平成20年5月1日から次により実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

第1 配偶者からの暴力等に係る相談の受理

1 相談の受理

生活安全総務課長及び警察署長（以下「所属長」という。）は、被害者（配偶者（配偶者であった者を含む。以下同じ。）からの身体に対する暴力等を受けた者をいう。第1において同じ。）からの相談があった場合は、警視庁生活安全相談取扱規程（平成12年3月16日訓令甲第12号）に基づき受理するものとする。この場合において、当該相談が配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下同じ。）に係るものであるときは、別に定める「配偶者からの暴力相談等対応票」を作成すること。

2 留意事項

相談の受理に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 人権を尊重し、厳正公平かつ親切丁寧に対応するとともに、迅速かつ的確な措置を講ずること。
- (2) 配偶者からの暴力事案の特性にかんがみ、保護、捜査等による二次的被害の防止のため、言動には十分注意すること。
- (3) 代理人（被害者が未成年若しくは成年被後見人である場合における法定代理人又は被害者から相談等の委託を受けた者をいう。）又は電話による相談である場合も受理すること。
- (4) 相談の内容から、被害者又はその親族等に対する保護、身辺警戒等の措置を講ずる必要性が認められる場合は、直ちに必要な措置を講ずること。
- (5) 相談の内容から判断して、配偶者暴力相談支援センター等の公的機関等において対応することが適当と認められるものについては、速やかに当該公的機関等に連絡の上、確実に引き継ぐこと。

第 2 援助の措置等

1 申出の受理等

- (1) 所属長は、被害者（配偶者からの身体に対する暴力を受けている者をいう。第 2 において同じ。）から、配偶者からの身体に対する暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出（以下単に「申出」という。）があり、かつ、当該申出を相当と認める場合は、管轄を問わず受理するものとする。ただし、申出が次のいずれかに該当するときは、当該申出を相当と認めることはできない。

ア 申出をした被害者（以下「申出人」という。）が配偶者からの身体に対する暴力に関する具体的な説明をしないとき。

イ 申出人が配偶者からの身体に対する暴力を受けているとは認められないとき。

ウ 申出に係る援助の内容が、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則（平成 16 年国家公安委員会規則第 18 号。以下「援助規則」という。）に定めるものでないとき。

エ 援助を受けようとする目的が、配偶者からの身体に対する暴力による被害を自ら防止するためのものでないと認められるとき。

- (2) 所属長は、申出を受理するに当たっては、別に定める「援助申出書」を申出人から提出させるものとする。

- (3) 申出を受理した所属長は、必要な援助を行うものとする。

- (4) 申出を受理した所属長は、他の警察署長（以下「署長」という。）が援助を行うことが適当と認められる場合は、前(3)にかかわらず、受理した申出を当該署長に引き継ぐものとする。この場合において、道府県警察の署長が援助を行うことが適当と認められるときは、生活安全部長（署長にあつては、警視庁ストーカー対策室規制第一係経由。以下同じ。）に併せて報告すること。

2 留意事項

援助を行うに当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 避難中又は避難しようとしている申出人に対しては、配偶者等から当該申出人に係る行方不明者届出書が出された場合に、当該行方不明者届出書を受理しない援助を行うことができる旨の教示を行うこと。

- (2) 配偶者等から申出人に係る行方不明者届出書が出された場合は、当該申出人の意思を踏まえて対応すること。この場合において、配偶者等から行方不明者届出書を受理しないことについて説明を求められたときは、援助規則の規定に基づき受理できないなどと伝えること。

- (3) 申出人が住居、勤務先その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）を秘匿している場合は、配偶者等に対し、公の機関が保護している、都の保護施設にいるなど容易に住居等を特定又は推測できるような言動をしないこと。

- (4) 申出人について、行方不明者発見活動に関する規則（平成 21 年国家公安委員会規則第 13 号）に定める行方不明者として登録（以下「行方不明者登録」という。）されている場合は、登録を行った署長に対し、必要書類を送付の上、行方不明者登録の解除を依頼すること。この場合において、依頼を受けた署長は、速やかに

行方不明者登録の解除を行うこと。

- (5) 配偶者等が申出人の所在を探るために同居している子に係る行方不明者届出書を出すおそれがある場合についても、前(1)から(4)までに準じて対応すること。
- (6) 避難中であるなどの理由により申出人が直ちに来署できない場合は、状況に応じて必要な援助を行った上で、速やかに最寄りの署長に対し、申出等を行うように教示すること。

3 援助の報告

所属長は、援助を行った場合は、速やかに生活安全部長に報告するものとする。

4 生命等に対する脅迫を受けている者に対する援助

所属長は、生命等に対する脅迫を受けている者から申出があった場合は、前1から3までに準じて対応するものとする。この場合において、「配偶者からの身体に対する暴力」とあるのは「配偶者からの生命等に対する脅迫」と読み替えること。

第3 保護命令の通知の受理に係る措置

1 保護命令の通知の受理等

- (1) 生活安全総務課長は、裁判所からの法第10条第1項第1号若しくは第3項若しくは第4項に定める命令（以下「接近禁止命令」という。）、同条第1項第2号に定める命令（以下「退去命令」という。）又は同条第2項に定める命令（以下総称して「保護命令」という。）に係る通知を受理した場合は、当該保護命令を申し立てた者（以下「申立人」という。）の住居を管轄する署長（以下「居所管轄署長」という。）、申立人の勤務先その他その通常所在する場所等を管轄する署長（以下「関係場所管轄署長」という。）及び保護命令を受けた配偶者の住居を管轄する署長（以下「相手方管轄署長」という。）に対し、当該保護命令に係る内容等を通知するものとする。
- (2) 前(1)の通知を受けた居所管轄署長、関係場所管轄署長及び相手方管轄署長は、保護命令を受けた配偶者が当該保護命令に違反した場合に迅速に対応できるように必要な措置を講ずるものとする。

2 保護対策

- (1) 前1の(1)の通知を受けた居所管轄署長は、生活安全担当課員（島部警察署にあっては防犯又は保安を担当する係員）の中から連絡担当者を指定し、申立人の意思を確認した上で、次の事項について教示するものとする。
 - ア 配偶者暴力相談支援センター等関係機関の連絡先
 - イ 緊急時における警察機関等に対する通報要領及び防犯指導
 - ウ 転居、勤務先の変更等生活実態が変わる際における連絡担当者への連絡要領
 - エ 保護命令違反事案が発生した場合における対処要領
 - オ その他特に必要と認められる事項
- (2) 連絡担当者は、保護命令の有効期間中、定期的に申立人に対する連絡を行うものとする。この場合において、その結果をその都度署長に報告すること。
- (3) 前(2)の連絡の中止を申立人が申し出た場合は、申出日時、連絡の中止を申し出た理由等を明らかにしておくものとする。

3 保護命令に係る確認等

- (1) 生活安全総務課長又は相手方管轄署長は、保護命令を受けた配偶者の保護命令の内容等に対する認識状況等を確認した上で、保護命令を遵守するように指導又は警告を行うものとする。
- (2) 相手方管轄署長は、配偶者に対して退去命令が出されている場合は、速やかに退去の確認を行うものとする。
- (3) 前(1)及び(2)の場合においては、その結果を生活安全部長に報告するものとする。

4 保護命令違反事案を認知した場合の措置

所属長は、保護命令違反事案を認知した場合は、生活安全部長に報告するとともに、次に掲げる点に留意して捜査を行うものとする。

- (1) 保護命令違反事実
- (2) 保護命令の内容等
- (3) 保護命令違反行為が子に対する接近禁止命令違反である場合においては、配偶者の当該子に対するいわゆる面接交渉権の制限の有無

第 5 その他

この通達に定めるもののほか、法の運用に関し必要な事項は別に定めるものとする。